

京都市告示第 5 5 8 号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための医療を担当する者を、生活保護法第 5 1 条第 2 項（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により指定を取り消しました。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

京都市長 門川大作

医療機関指定取消し

名 称	所 在 地	取消年月日
荒巻整形外科リハビリテーション医院	京都市伏見区石田大受町 2 0 - 1 1	平成 2 6 年 4 月 1 日

(保健福祉局保健福祉部適正給付推進課)